

平成28年度
明ヶ国有林外森林整備事業（造林）
閱 覧 図 書

添付書類

1. 入札者注意書
 - (1) 暴力団排除に関する誓約事項
2. 契約書(案)
 - (1) 別紙1 明許繰越費に係る翌年度にわたる債務負担
 - (2) 可分事業内訳書
 - (3) 作業仕様書総則
 - (4) 作業仕様書
 - (5) 図面（縮尺1/200,000、1/20,000、1/5,000）
3. 契約情報の公表

島根森林管理署

入札者注意書

入札参加者は、入札公告書、契約書案、本書記載事項等、当発注機関が提示した条件を熟知の上、入札して下さい。

- 1 入札者は、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和22年法律第54号）その他の入札に係る法令に抵触する行為を行ってはならない。
- 2 入札者は、入札に当たっては、競争を制限する目的で他の入札参加者と入札価格又は入札意思についていかなる相談も行わず、独自に入札価格を定めなければならない。
- 3 入札者は、落札決定前に他の入札参加者に対して入札価格を意図的に開示してはならない。
- 4 入札書は所定の用紙を使用し、入札物件番号毎に別葉とすること。
- 5 入札金額は、入札物件番号毎に総額を記載することとし、入札書には、入札者が消費税及び地方消費税に係る課税業者であるか、免税業者であるかを問わず、各入札者が見積もった契約金額の108分の100に相当する金額を記載すること。ただし、落札決定に当たっては入札書に記載された金額に当該金額の100分の8に相当する額を加算した金額(当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた金額)をもって落札金額(契約金額)とする。
なお、所定の用紙を使用しない場合は「入札者注意書を承諾の上、入札する」旨明記すること。
- 6 入札者は、入札書提出前に入札参加資格者である証明書を提示すること。
- 7 本人以外の代理人が入札するときは、入札前に予め委任状又は委任権限を証明した書類を提出すること。また、入札書には代理人の記名、押印を必ず行うこと。
- 8 所定の時刻を過ぎた入札書は受理しない。
- 9 入札者は、暴力団排除に関する誓約事項（別紙）について入札前に確認しなければならず、入札書の提出をもってこれに同意したものとする。
- 10 次の各号のいずれかに該当する入札書は、無効とする。
 - ア 入札参加資格のない者のした入札。
 - イ 入札金額・入札者名（代理人を含む。以下同じ。）の確認ができないもの。
 - ウ 入札書に入札者の署名又は記名押印のないもの。
 - エ 入札物件番号を付した場合にあっては、入札物件番号を確認できないもの。
 - オ 入札金額を訂正した場合において、訂正印の押印がないもの。
 - カ 郵便入札の場合にあっては、入札書が定められた日時までに、指定された場所に到達しなかったとき。
 - キ 入札保証金（その納付に代えて提供される担保を含む。以下同じ。）が定められた日時までに納付がないか、又は納付金額に不足があるとき（但し、入札保証金の納付を免除した場合を除く。）。
 - ク 暴力団排除に関する誓約事項（別紙）について、虚偽又はこれに反する行為が認められた入札。
 - ケ その他入札条件に違反した入札。
- 11 一旦提出した入札書は、その理由のいかんにかかわらず引換、変更又は取消をすることができない。
- 12 開札前に入札者から錯誤等を理由として、自らのした入札書を無効にしたい旨の申し出があっても受理しない。また、落札宣言後は、錯誤等を理由に入札無効の申し出があっても受理しない。

- 13 開札は入札者の面前で行う。ただし、入札者又はその代理人が出席しないときは、入札事務に関係のない職員が立ち会って行う。
- 14 開札の結果、予定価格に達する者がいないときは、直ちに再度の入札を行うことがある。
- 15 予定価格が1千万円を超える製造その他の請負契約に係る入札については、低入札価格調査制度があり、次による。
 - (1) 予定価格が1千万円を超える製造その他の請負契約に係る入札において、落札となるべき者の入札価格によっては、当該契約の内容に適合した履行がなされない恐れがあると認められるとき、又はその者と契約を締結することが公正な取引の秩序を乱すこととなる恐れがあつて、著しく不相当であると認められるときは、落札の決定を保留することがある。
 - (2) 前項の当該契約の内容に適合した履行がなされない恐れがあると認められる入札を行った者は、当発注機関の調査に協力しなければならない。なお、調査の結果により、最低額（総合評価落札方式による場合は「最高評価値」）の入札者であっても落札者とならない場合もある。
 - (3) 第1項により、落札決定を保留している期間中、入札者は入札を撤回することができない。
 - (4) 第1項の場合において、後日落札者を決定したときは、入札者に通知する。
- 16 落札となるべき同価格（総合評価落札方式による場合は「同評価値」）の入札をした者が2人以上あるときは、「くじ」により落札者を決定する。

なお、この場合、同価格（同評価値）の入札をした者のうち、当該入札に立ち会わない者又は、くじを引かない者があるときは、これに代わって入札執行事務に関係のない職員にくじを引かせ落札者を決定する。
- 17 契約の成立は、契約書に双方記名押印したときとする。
- 18 落札者が契約を結ばないときは、入札保証金又は入札保証保険証券が納付されている場合は当該入札保証金又は入札保証保険証券は国庫に帰属するものとし、入札保証金又は入札保証保険証券が納付されていない場合は落札金額（入札書に記載した金額の100分の108に相当する金額）の100分の5に相当する金額を違約金として徴収する。
- 19 入札者が連合し、又は連合するおそれがあり、その他入札を公正に行うことができない事情があると認めるときは、入札の執行を中止する。
- 20 入札者が入札場を離れる場合は、必ず入札執行者に連絡すること。
- 21 指名を受けた者は、入札執行の完了に至るまでは、いつでも入札を辞退することができる。
- 22 入札を辞退した者は、これを理由として、以降の指名等について、不利益な取扱いを受けることはない。
- 23 指名を受けた者が入札を辞退するときは、その旨を、次により申し出ること。
 - ア 入札執行前にあつては、入札辞退届を持参し、又は郵送する。
 - イ 入札執行中にあつては、入札辞退届又は辞退する旨を明確に確認することができる書面を直接提出する。
- 24 このほか不明の点は、入札前に問い合わせること。

暴力団排除に関する誓約事項

当社（個人である場合は私、団体である場合は当団体）は、下記1及び2のいずれにも該当せず、また、将来においても該当しないことを誓約します。

この誓約が虚偽であり、又はこの誓約に反したことにより、当方が不利益を被ることとなっても、異議は一切申し立てません。

また、貴署の求めに応じ、当方の役員名簿（有価証券報告書に記載のもの。ただし、有価証券報告書を作成していない場合は、役職名、氏名及び生年月日の一覧表）を警察に提供することについて同意します。

記

1 契約の相手方として不適当な者

- (1) 法人等（個人、法人又は団体をいう。）の役員等（個人である場合はその者、法人である場合は役員又は支店若しくは営業所（常時契約を締結する事務所をいう。）の代表者、団体である場合は代表者、理事等、その他経営に実質的に関与している者をいう。以下同じ。）が、暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）又は暴力団員（同法第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）であるとき
- (2) 役員等が、自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的、又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしているとき
- (3) 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して、資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与しているとき
- (4) 役員等が、暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれを不当に利用するなどしているとき
- (5) 役員等が、暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有しているとき

2 契約の相手方として不適当な行為をする者

- (1) 暴力的な要求行為を行う者
- (2) 法的な責任を超えた不当な要求行為を行う者
- (3) 取引に関して脅迫的な言動をし、又は暴力を用いる行為を行う者
- (4) 偽計又は威力を用いて契約担当官等の業務を妨害する行為を行う者
- (5) その他前各号に準ずる行為を行う者

上記事項について、入札書の提出をもって誓約します。

(案)
森林整備事業請負契約書

- 1 事業名 明ヶ原国有林外森林整備事業（造林）
- 2 事業場所 島根県益田市美都町山本 明ヶ原国有林外
- 3 事業量 別紙 可分事業内訳書のとおり
- 4 事業期間 契約締結の翌日から
平成29年11月14日まで
- 5 請負金額 金 円也
(うち取引に係る消費税及び地方消費税（以下「消費税」という。）額
金 円也)
- [注] 「取引に係る消費税額」は、消費税法第28条第1項及び第29条並びに地方
税法第72条の82及び第72条の83の規定に基づき算出したもので、請負金額に
8/108を乗じて得た額である。
- 6 選択条項 別冊約款中选择される条項は次のとおりである。
(適用されるものは○印、削除されるもの×印。)

適用削除の区分	選択事項	選択条項
×	契約保証金の納付	第4条第1項第1号
×	契約保証金の納付に代わる担保となる有価証券等の提供	第4条第1項第2号
×	銀行、甲が確実と認める金融機関等の保証	第4条第1項第3号
×	公共工事履行保証証券による保証	第4条第1項第4号
×	履行保証保険契約の締結	第4条第1項第5号
×	支給材料及び貸与品	第15条
	部分払	回以内 第34条
×	前金払	分の 以内 第36条第1項
×	中間前金払	第36条第3項

7 支給材料及び貸与物件

品名	品質規格	数量	引渡予定場所	引渡予定月日
該当なし				

8 特約事項

- (1) 請負代金は近畿中国森林管理局において支払うものとする。
- (2) この契約に係る平成28年度の部分払は行わない。
- (3) 伐倒木の持ち出しは禁止する。
- (4) 契約約款第34条第1項は、別紙可分事業内訳書の可分作業毎に適用するものとする。
- (5) 明許繰越費に係る翌年度にわたる債務負担 別紙1のとおり。

上記の事業について、発注者分と請負者は、各々の対等な立場における合意に基づいて、本契約書及び平成28年11月8日に交付した国有林野事業造林事業請負契約約款によって公正な請負契約を締結し、信義に従って誠実にこれを履行するものとする。

また、請負者が共同事業体を締結している場合には、請負者は、別紙共同事業体協定書により契約書記載の事業を共同連帯して請け負う。

本契約の証として本書2通を作成し、当事者記名押印の上、各自1通を保有する。

平成 28年 月 日

発注者 住所 島根県松江市内中原町207
分任支出負担行為担当官

島根森林管理署長 **大賀 雅司** 印

請負者 住所

氏名 印

[注] 請負者が共同事業体を結成している場合においては、請負者の住所及び氏名の欄には、共同事業体の名称並びに共同事業体の代表者及びその他の構成員の住所及び氏名を記入する。

別紙 1

- 1 繰越明許費に係る翌年度にわたる債務負担に基づく契約において、各会計年度における請負代金の支払の限度額（以下「支払限度額」という。）は次のとおり。

平成 28 年度 0 円
平成 29 年度 契約金額を記載する 円

- 2 支払限度額に対応する各会計年度の出来高予定額は次のとおりとする。

平成 28 年度 0 円
平成 29 年度 契約金額を記載する 円

可分事業内訳書

可分作業区分	作業種	事業期間	国有林・林小班	記番	数量	摘要
益田・日原 担当区	除伐		明ヶ原国有林 1511へ林小班		1.67ha	
			波美本谷国有林 512ち林小班		0.95ha	
			波美本谷国有林 512り林小班		1.19ha	
			高嶺芦谷国有林 513る林小班		2.79ha	
			高嶺芦谷国有林 514ち林小班		10.54ha	
			高嶺芦谷国有林 514た林小班		2.94ha	
			高嶺芦谷国有林 515よ林小班		0.46ha	
			高嶺芦谷国有林 515れ林小班		1.19ha	
			大魚国有林 588な林小班		1.60ha	
			小計		23.33ha	
	除伐Ⅱ類	契約締結日の翌日から 平成29年11月13日まで	明ヶ原国有林 1509れ林小班		2.48ha	
			明ヶ原国有林 1509そ林小班		0.50ha	
			明ヶ原国有林 1509つ林小班		1.03ha	
			明ヶ原国有林 1509ね林小班		1.56ha	
			明ヶ原国有林 1510ね林小班		1.05ha	
			明ヶ原国有林 1511わ林小班		0.94ha	
			波美本谷国有林 511わ林小班		2.49ha	
			高嶺芦谷国有林 516ゝ8林小班		5.02ha	
			大魚国有林 587と1林小班		0.10ha	
			大魚国有林 587と2林小班		0.12ha	
大魚国有林 587と3林小班		0.20ha				
小計		15.49ha				
柿木担当区	除伐		馬角山国有林 583ほ林小班		2.09ha	
	小計				2.09ha	
	除伐Ⅱ類		馬角山国有林 583に林小班		2.95ha	
			馬角山国有林 583と2林小班		8.67ha	
			馬角山国有林 583と3林小班		11.48ha	
			馬角山国有林 583ぬ林小班		0.78ha	
			馬角山国有林 583る林小班		3.01ha	
小計				26.89ha		
六日市担当区	除伐		鹿足河内国有林 550ち林小班		1.42ha	
	小計				1.42ha	
	除伐Ⅱ類		鹿足河内国有林 550へ林小班		1.50ha	
		小計				1.50ha
除伐		合計			26.84ha	
除伐Ⅱ類		合計			43.88ha	

作業仕様書総則

- 1 近畿中国森林管理局管内の造林関係請負事業の実施に当たっては、この作業仕様書、特記仕様書、造林事業請負標準仕様書、造林事業請負実行管理基準及び図面（以下、「設計図書」という。）に基づき実施するものとする。
- 2 現場は、周囲を測量杭（又はテープ）等によって標示している。
- 3 設計図書に基づき調達した材料（苗木・薬剤・シカ防護柵・肥料）の使用に当たっては、その使用方法、使用上の注意事項等を遵守し安全かつ適正な使用に努めること。
- 4 実行記録写真は、造林事業請負実行管理基準に定める実行記録写真の撮影要領に基づき撮影することとするが、一連の記録写真は契約の記番毎に1箇所以上撮影するものとする。
- 5 造林事業請負標準仕様書第21条における事故とは、4日以上 of 休業を要する労働災害、第三者に及ぼした事故及び第三者から受けた事故とする。
監督職員が指示する様式（事故報告書）は、別に定める「請負事業事故報告書」とする。
- 6 本事業の実施に必要な諸作業で、設計図書に明記していないものは、乙において実施し、その費用は乙の負担とする。

除伐仕様書

(伐除木)

- 1 伐除木は、現に造林木の生長を阻害するもの、今後造林木の生長を阻害するおそれのあるものとする。
- 2 造林木であっても形質不良木は伐除する。
- 3 伐除木の切断の高さは、ぼう芽勢、造林木の樹高などを勘案して中段切り（地際よりおおむね1 m以下）とする。ただし、地形の制約、安全上の理由等により、技術上前記の切断高で伐除できない場合は、監督職員の指示を受けること。

(天然更新木の保残)

- 4 造林木がないか造林木があっても健全な生長が見込めない箇所は、そのまま天然更新木を保残する。
- 5 植栽列の間隔が広い箇所（筋置地拵の筋置箇所、豪多雪地帯に設定されたほ行防止帯等）に生育している天然更新木のうち、隣接する造林木の生長を阻害するおそれのないものは保残する。
- 6 伐採時から保残し、健全に生長している高木性広葉樹は引き続き保残する。
- 7 造林木に巻き付いているつる類は根元から切断すること。

(その他)

- 8 その他技術的事項に関しては、監督職員の指示に従うこと。

除伐Ⅱ類仕様書

(間伐対象木の表示、伐採率等)

- 1 標準地（黄テープ環状二本線）内については、白テープ環状一本線により印付けしている。また、林小班（記番）毎の伐採率の目安は下表に示すとおり。

国有林	林小班	記番	本数率 (%)	材積率 (%)
明ヶ原	1509れ		31.0%	23.3%
明ヶ原	1509そ		31.0%	23.3%
明ヶ原	1509つ		31.0%	23.3%
明ヶ原	1509ね		31.0%	23.3%
明ヶ原	1510ね		31.0%	23.3%
明ヶ原	1511わ		31.0%	23.3%
波美本谷	511わ		31.0%	23.3%
高嶺芦谷	516い8		31.0%	23.3%
大魚	587と1		31.0%	23.3%
大魚	587と2		31.0%	23.3%
大魚	587と3		31.0%	23.3%
馬角山	583に		41.2%	26.4%
馬角山	583と2		41.2%	26.4%
馬角山	583と3		41.2%	26.4%
馬角山	583ぬ		41.2%	26.4%
馬角山	583る		41.2%	26.4%
鹿足河内	550へ		31.8%	27.0%

(天然更新木の保残)

- 2 造林木の中に点在又は群状に混交する天然更新木は、造林木の生育に支障とならない場合は保残する。

(伐倒作業)

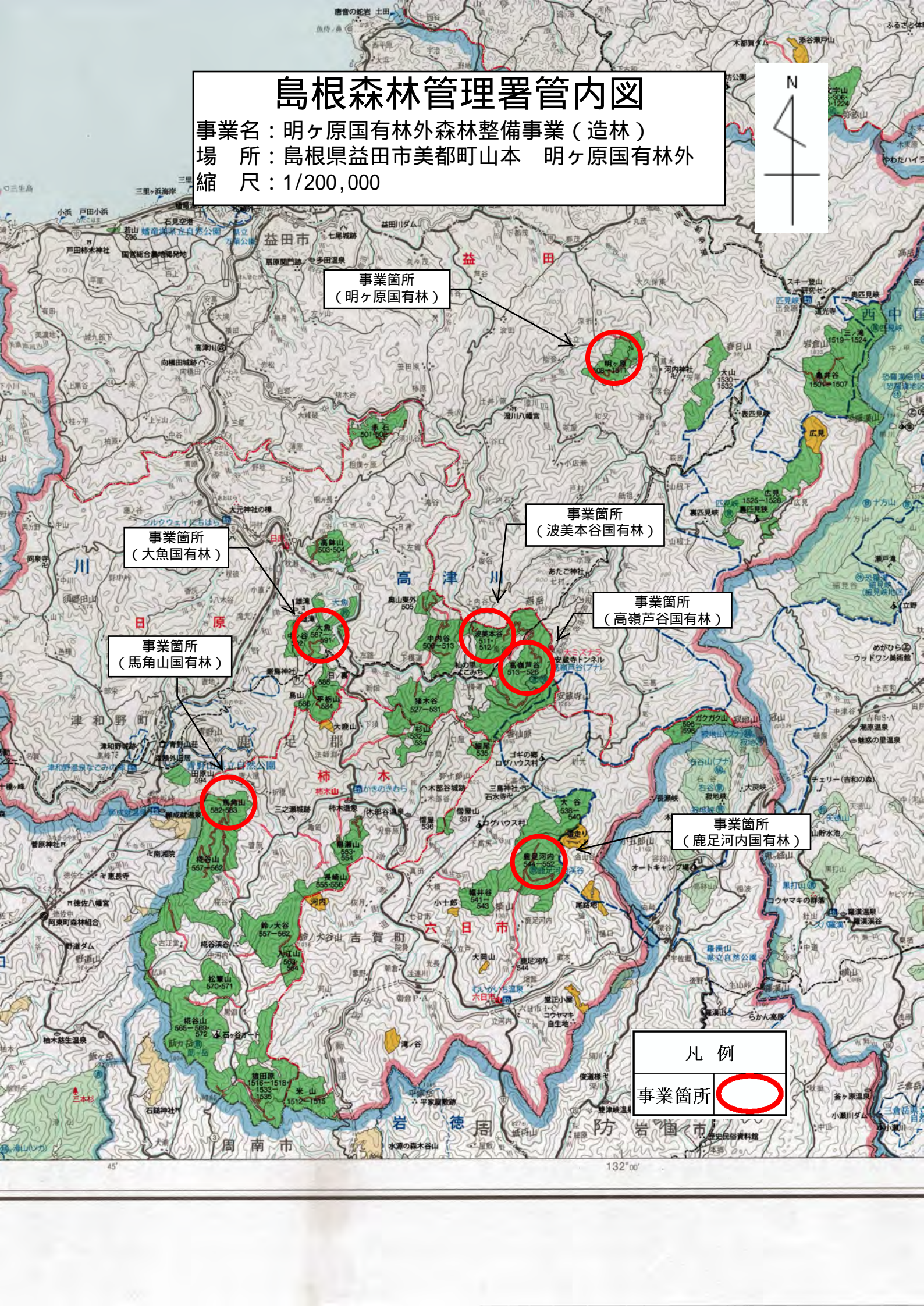
- 3 伐倒方向は安全な方向とし、下流での被害防止あるいは管理歩道確保のため、沢、歩道等への伐倒は避けること。

(その他)

- 4 その他技術的事項に関しては、監督職員の指示に従うこと。

島根森林管理署管内図

事業名：明ヶ原国有林外森林整備事業（造林）
場所：島根県益田市美都町山本 明ヶ原国有林外
縮尺：1/200,000



事業箇所
(明ヶ原国有林)

事業箇所
(大魚国有林)

事業箇所
(馬角山国有林)

事業箇所
(波美本谷国有林)

事業箇所
(高嶺芦谷国有林)

事業箇所
(鹿足河内国有林)

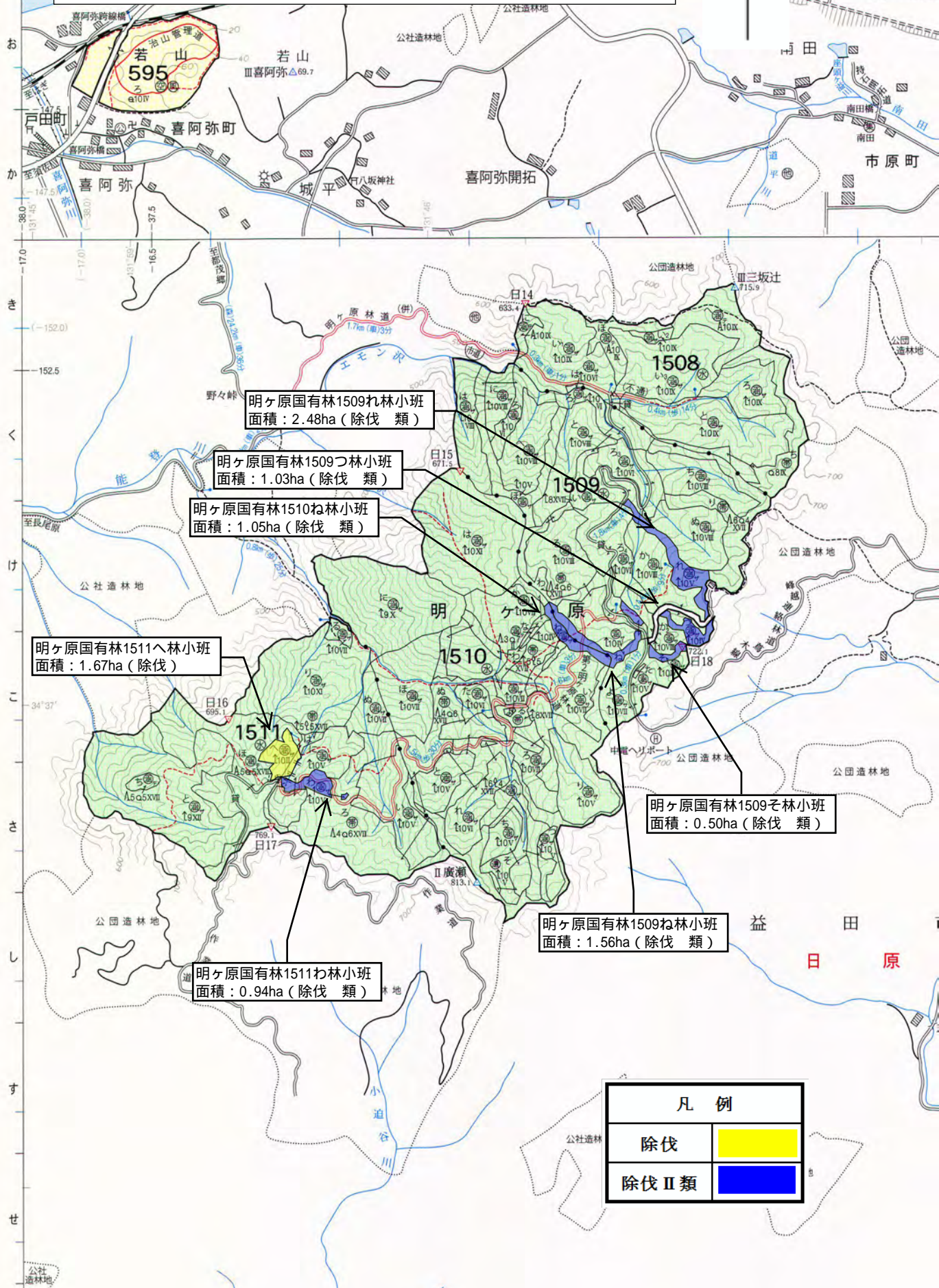
凡例
事業箇所

国有林野施業実施計画図

事業名：明ヶ原国有林外森林整備事業（造林）

場所：島根県益田市美都町山本 明ヶ原国有林外

縮尺：1/20,000



明ヶ原国有林1509丸林小班
面積：2.48ha（除伐類）

明ヶ原国有林1509つ林小班
面積：1.03ha（除伐類）

明ヶ原国有林1510ね林小班
面積：1.05ha（除伐類）

明ヶ原国有林1511へ林小班
面積：1.67ha（除伐）

明ヶ原国有林1509ぞ林小班
面積：0.50ha（除伐類）

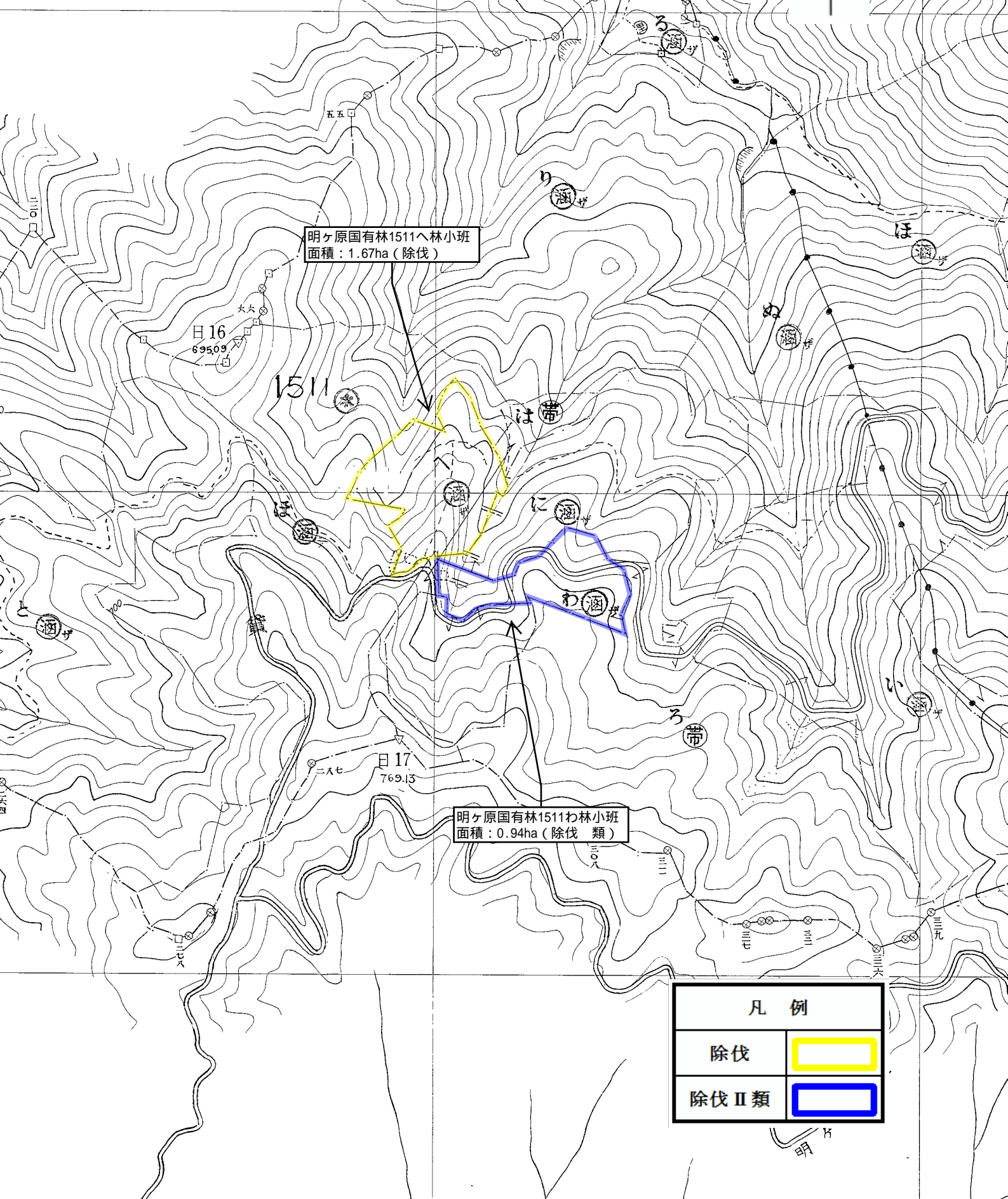
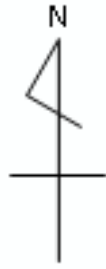
明ヶ原国有林1509ね林小班
面積：1.56ha（除伐類）

明ヶ原国有林1511わ林小班
面積：0.94ha（除伐類）

凡例	
除伐	■
除伐Ⅱ類	■

基本図挿入位置図

事業名：明ヶ原国有林外森林整備事業（造林）
場所：島根県益田市美都町山本 明ヶ原国有林外
縮尺：1/5,000



明ヶ原国有林1511へ林小班
面積：1.67ha (除伐)

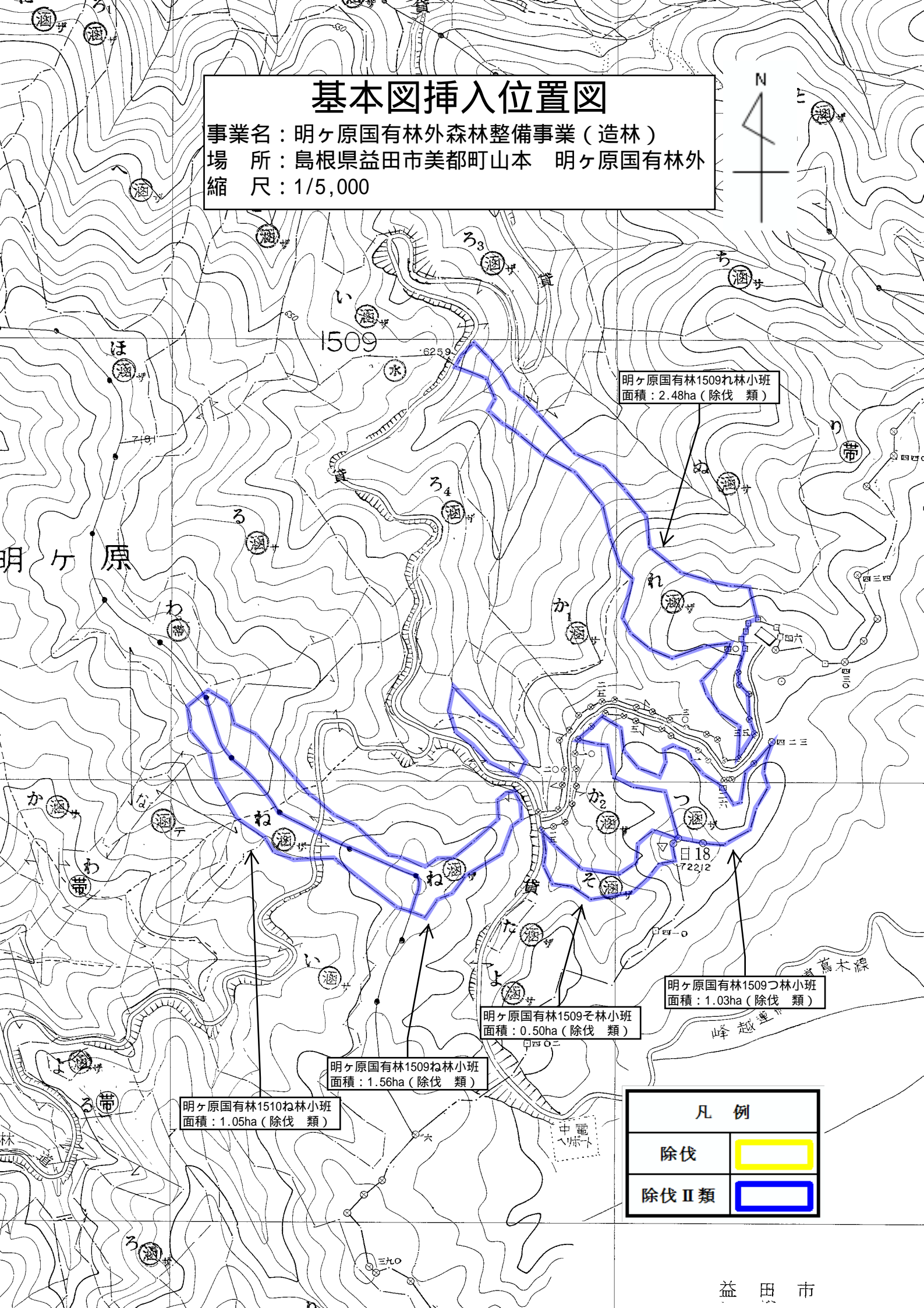
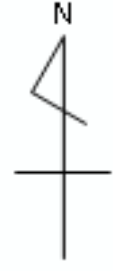
明ヶ原国有林1511わ林小班
面積：0.94ha (除伐Ⅱ類)

凡例	
除伐	
除伐Ⅱ類	

明ヶ

基本図挿入位置図

事業名：明ヶ原国有林外森林整備事業（造林）
 場所：島根県益田市美都町山本 明ヶ原国有林外
 縮尺：1/5,000



明ヶ原国有林1509れ林小班
 面積：2.48ha（除伐類）

明ヶ原国有林1509つ林小班
 面積：1.03ha（除伐類）

明ヶ原国有林1509そ林小班
 面積：0.50ha（除伐類）

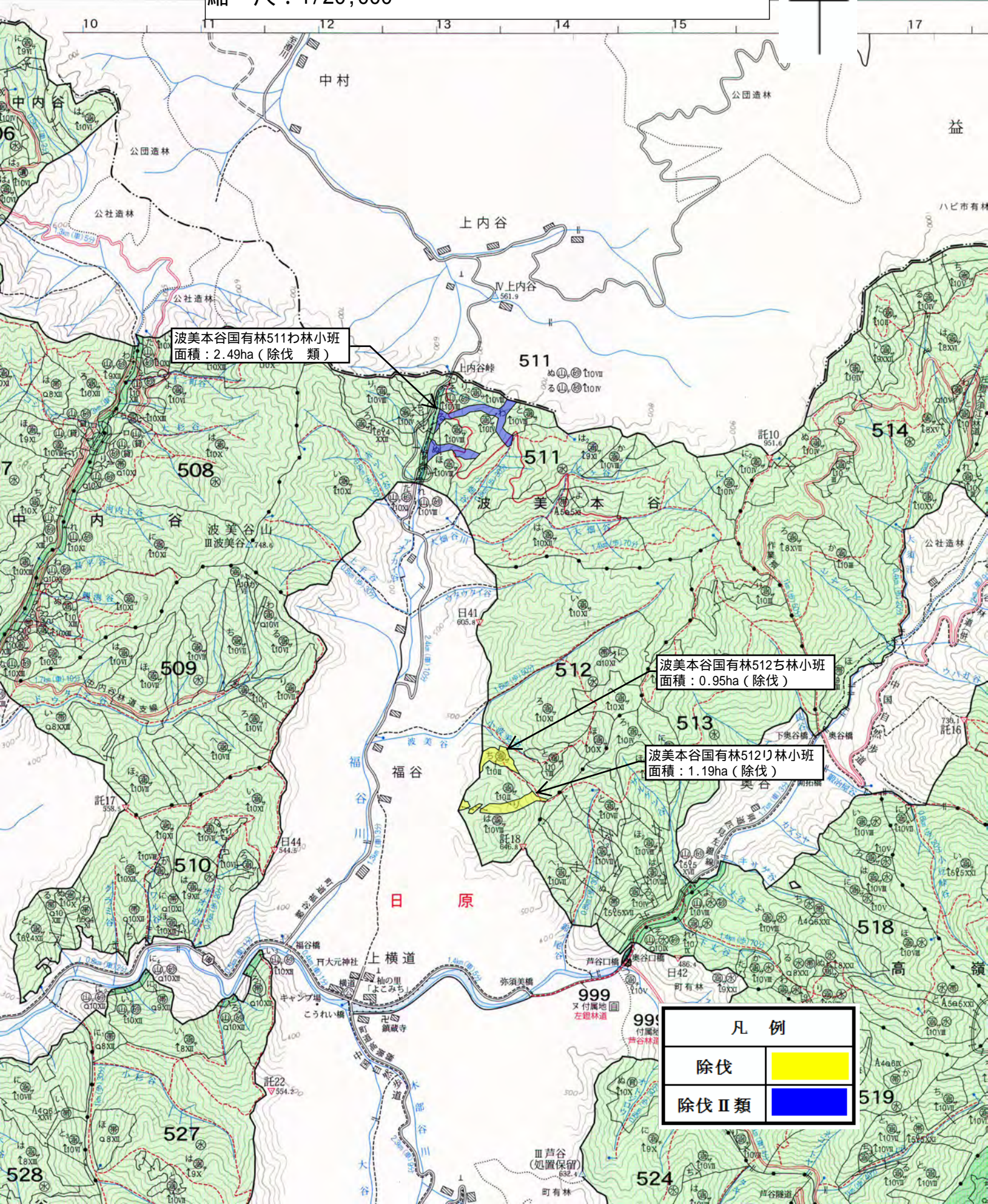
明ヶ原国有林1509ね林小班
 面積：1.56ha（除伐類）

明ヶ原国有林1510ね林小班
 面積：1.05ha（除伐類）

凡例	
除伐	
除伐Ⅱ類	

国有林野施業実施計画図

事業名：明ヶ原国有林外森林整備事業（造林）
 場所：島根県益田市美都町山本 明ヶ原国有林外
 縮尺：1/20,000



波美本谷国有林511竹林小班
 面積：2.49ha（除伐類）

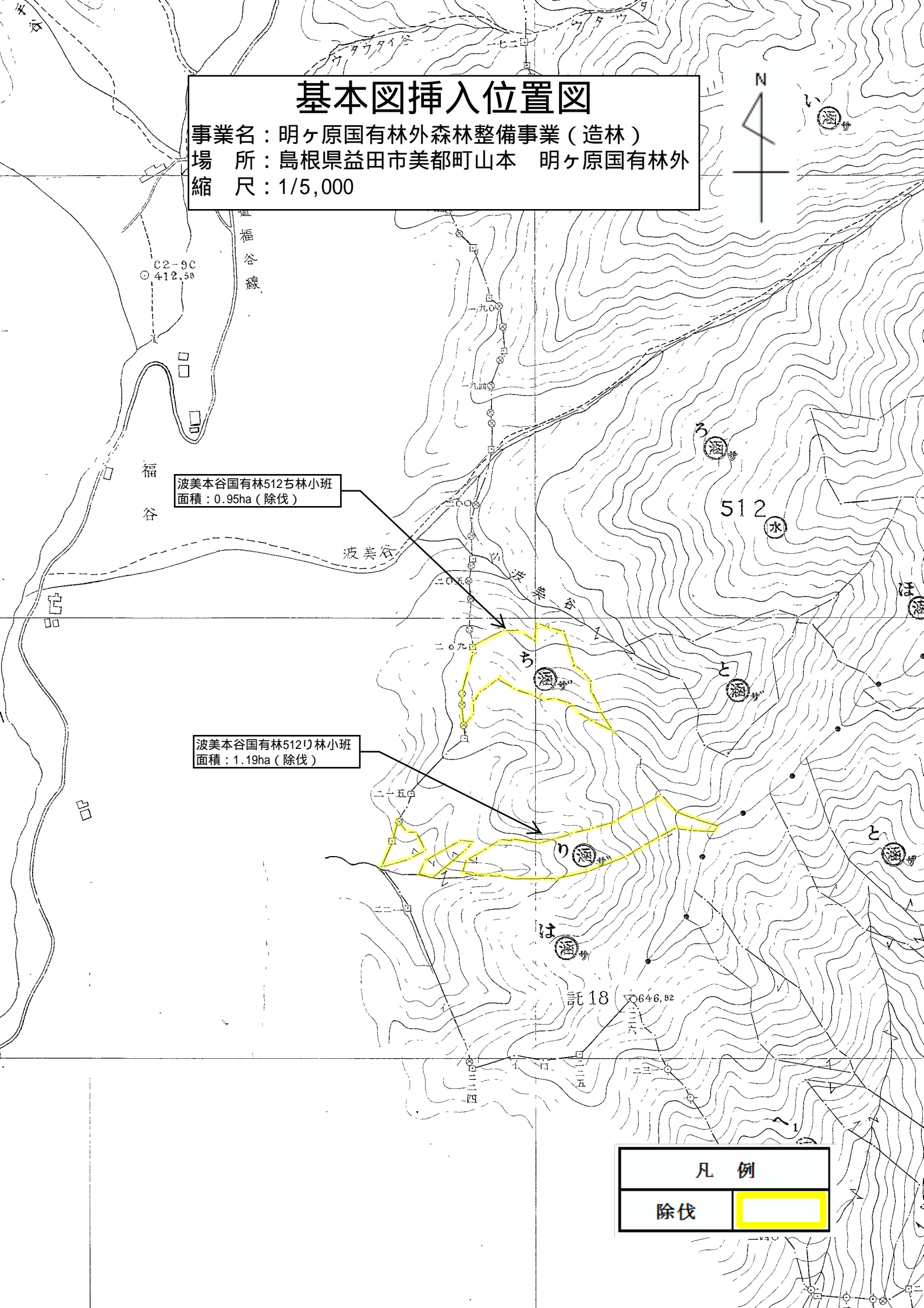
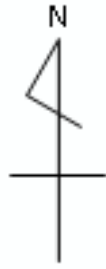
波美本谷国有林512竹林小班
 面積：0.95ha（除伐）

波美本谷国有林513竹林小班
 面積：1.19ha（除伐）

凡例	
除伐	
除伐Ⅱ類	

基本図挿入位置図

事業名：明ヶ原国有林外森林整備事業（造林）
場所：島根県益田市美都町山本 明ヶ原国有林外
縮尺：1/5,000



波美本谷国有林512乙林小班
面積：0.95ha（除伐）

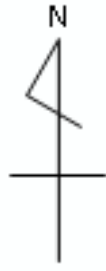
波美本谷国有林512㊦林小班
面積：1.19ha（除伐）

凡例	
除伐	

島根森林官埋者基本図

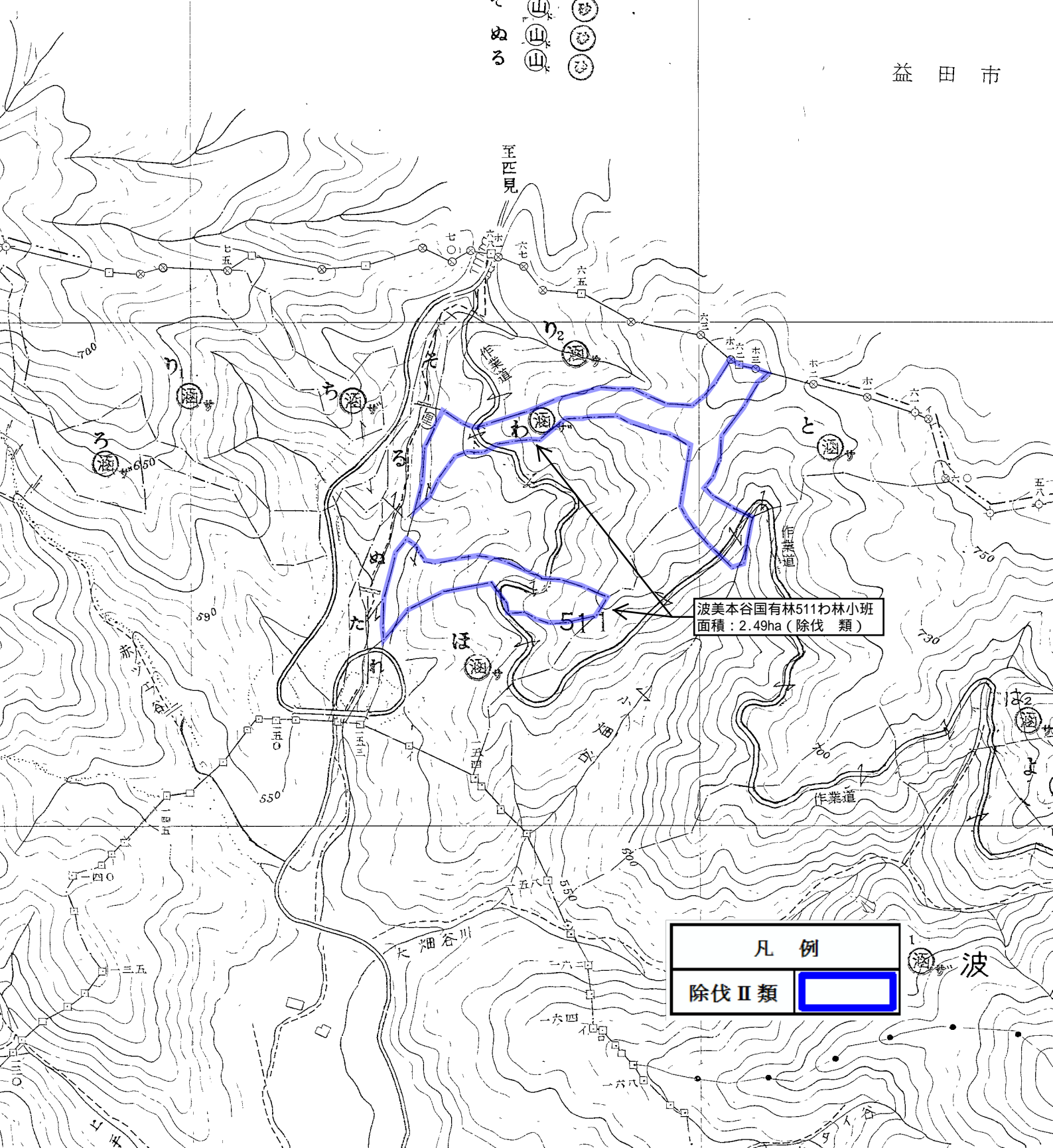
基本図挿入位置図

事業名：明ヶ原国有林外森林整備事業（造林）
場所：島根県益田市美都町山本 明ヶ原国有林外
縮尺：1/5,000



511 たれ山
れ山
そ山
ぬ山
る山

益田市



凡例	
除伐Ⅱ類	

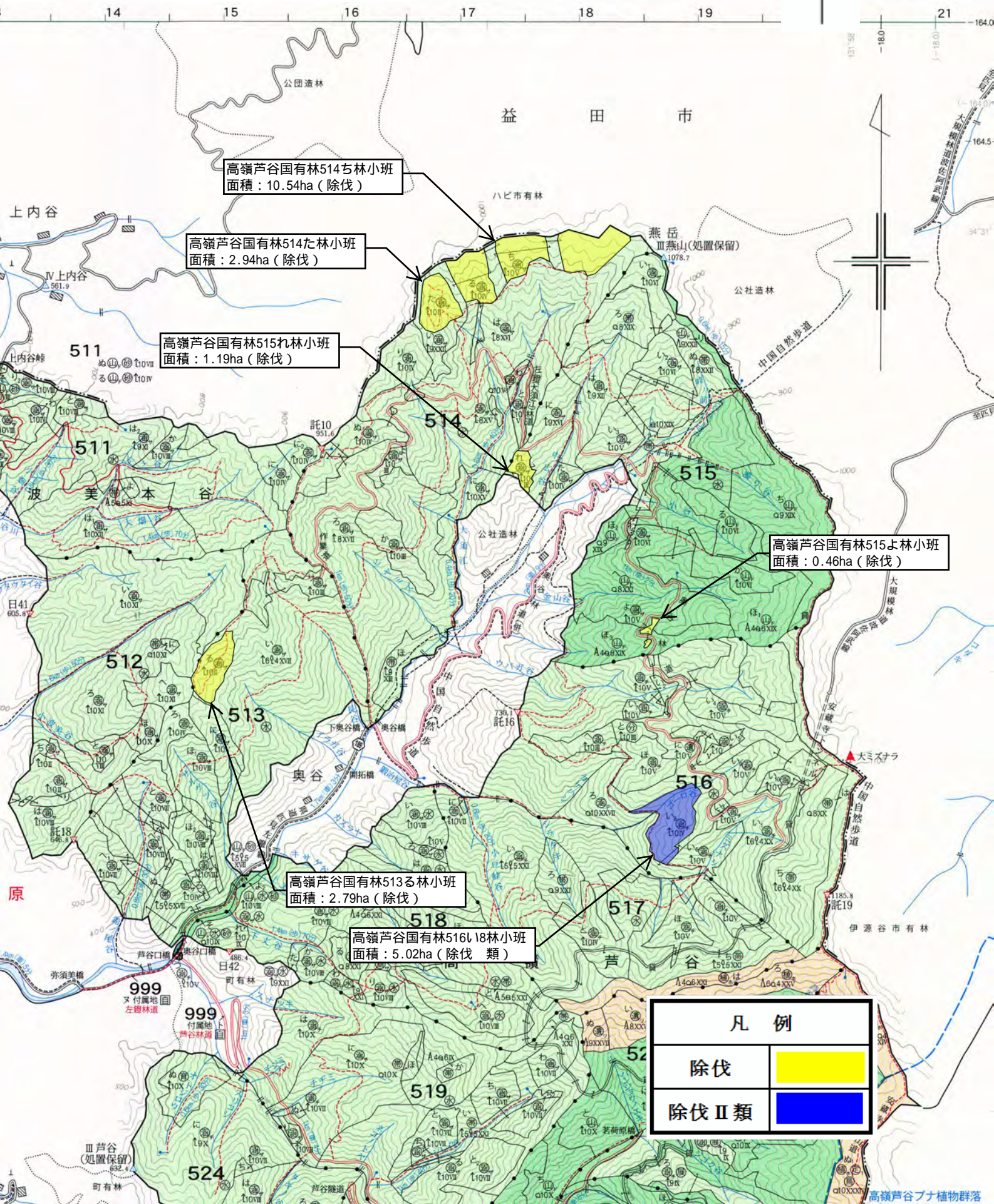
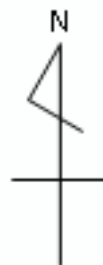
波

国有林野施業実施計画図

事業名：明ヶ原国有林外森林整備事業（造林）

場所：島根県益田市美都町山本 明ヶ原国有林外

縮尺：1/20,000



高嶺芦谷国有林514ち林小班
面積：10.54ha（除伐）

高嶺芦谷国有林514た林小班
面積：2.94ha（除伐）

高嶺芦谷国有林515れ林小班
面積：1.19ha（除伐）

高嶺芦谷国有林515よ林小班
面積：0.46ha（除伐）

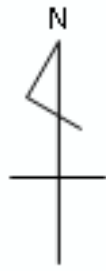
高嶺芦谷国有林513る林小班
面積：2.79ha（除伐）

高嶺芦谷国有林516、18林小班
面積：5.02ha（除伐類）

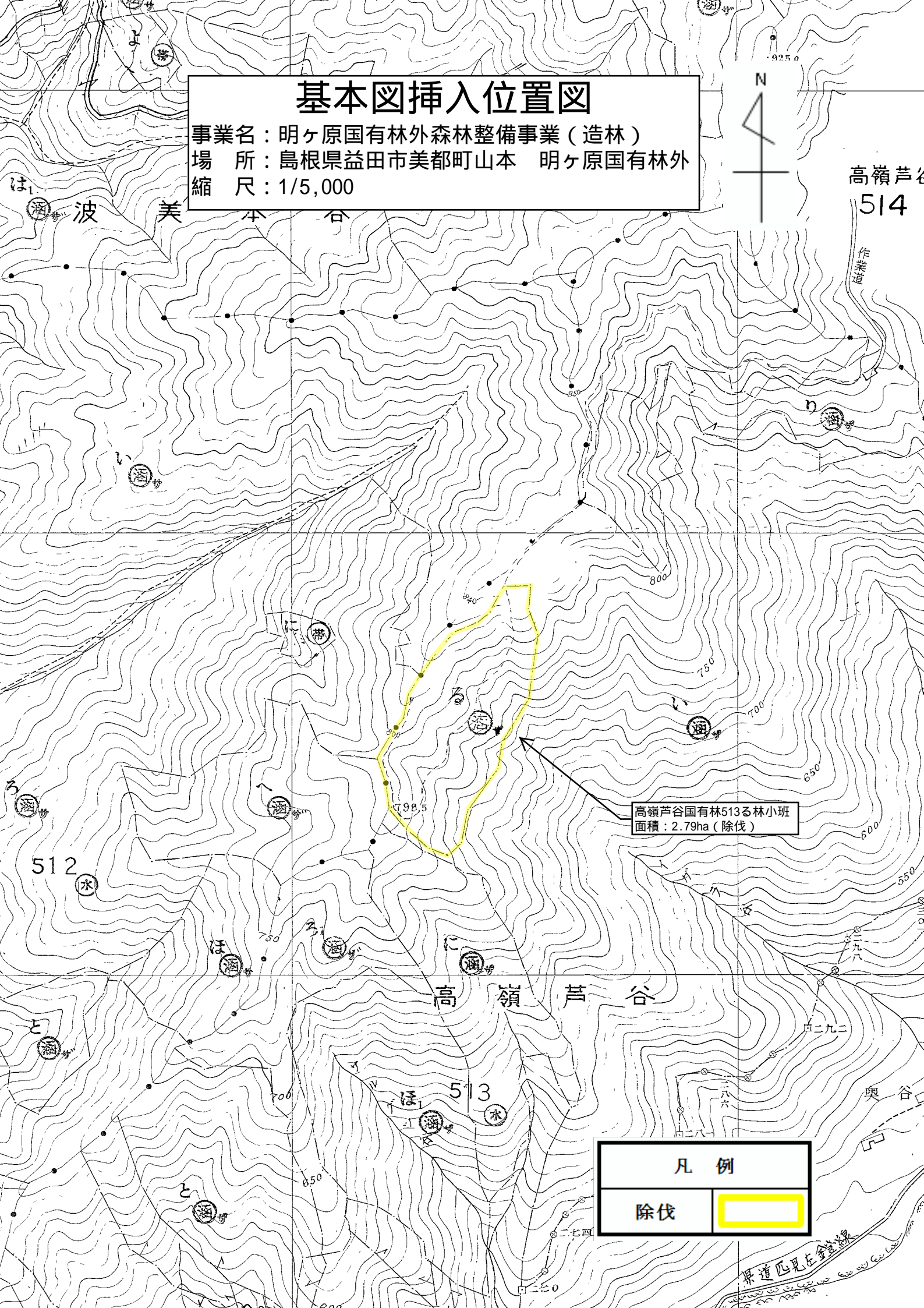
凡例	
除伐	
除伐Ⅱ類	

基本図挿入位置図

事業名：明ヶ原国有林外森林整備事業（造林）
場所：島根県益田市美都町山本 明ヶ原国有林外
縮尺：1/5,000



高嶺芦谷
514



高嶺芦谷国有林513る林小班
面積：2.79ha（除伐）

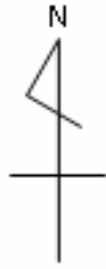
凡例

除伐



基本図挿入位置図

事業名：明ヶ原国有林外森林整備事業（造林）
場所：島根県益田市美都町山本 明ヶ原国有林外
縮尺：1/5,000

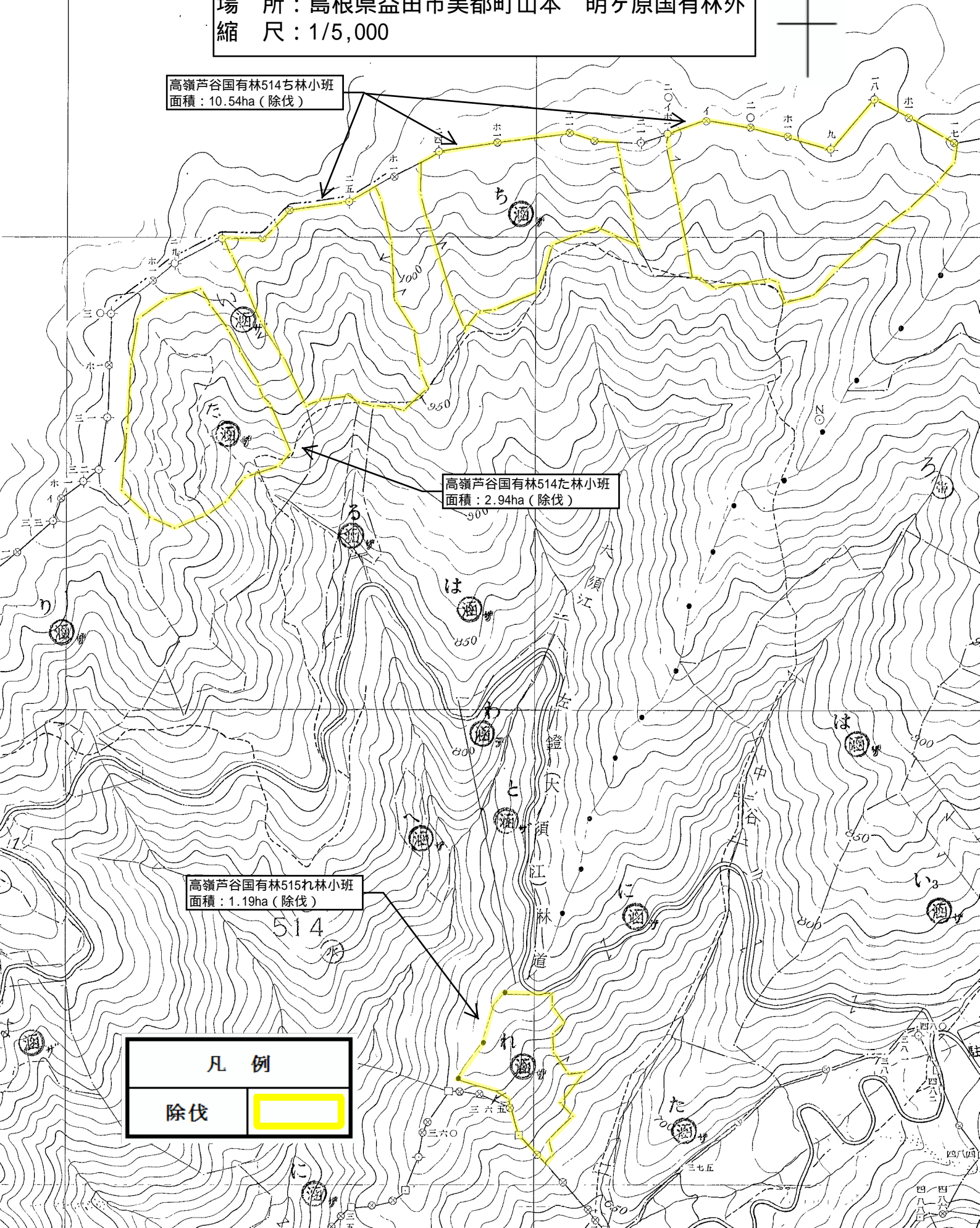


高嶺芦谷国有林514ち林小班
面積：10.54ha（除伐）

高嶺芦谷国有林514た林小班
面積：2.94ha（除伐）

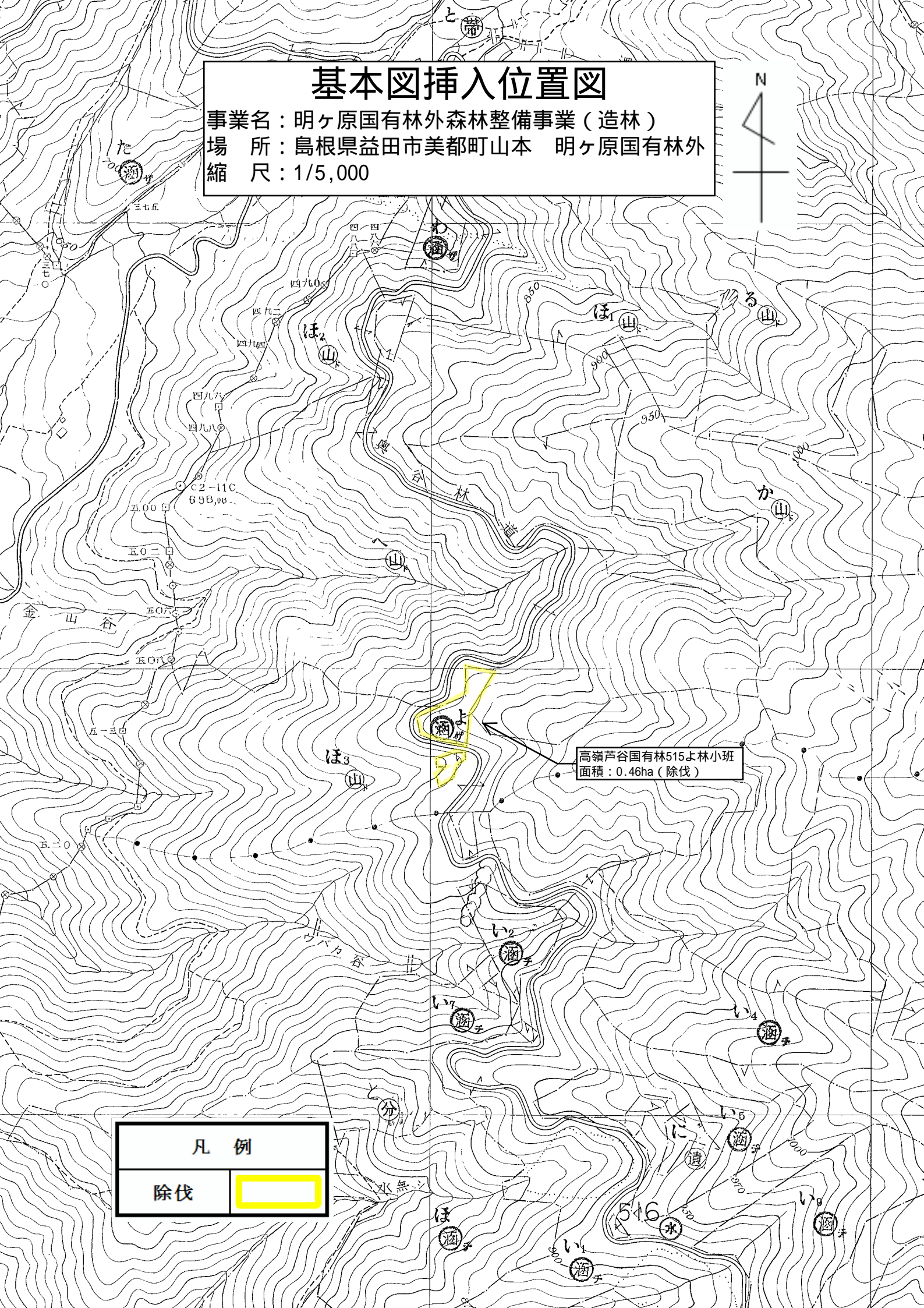
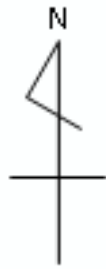
高嶺芦谷国有林515れ林小班
面積：1.19ha（除伐）

凡 例	
除伐	



基本図挿入位置図

事業名：明ヶ原国有林外森林整備事業（造林）
場所：島根県益田市美都町山本 明ヶ原国有林外
縮尺：1/5,000

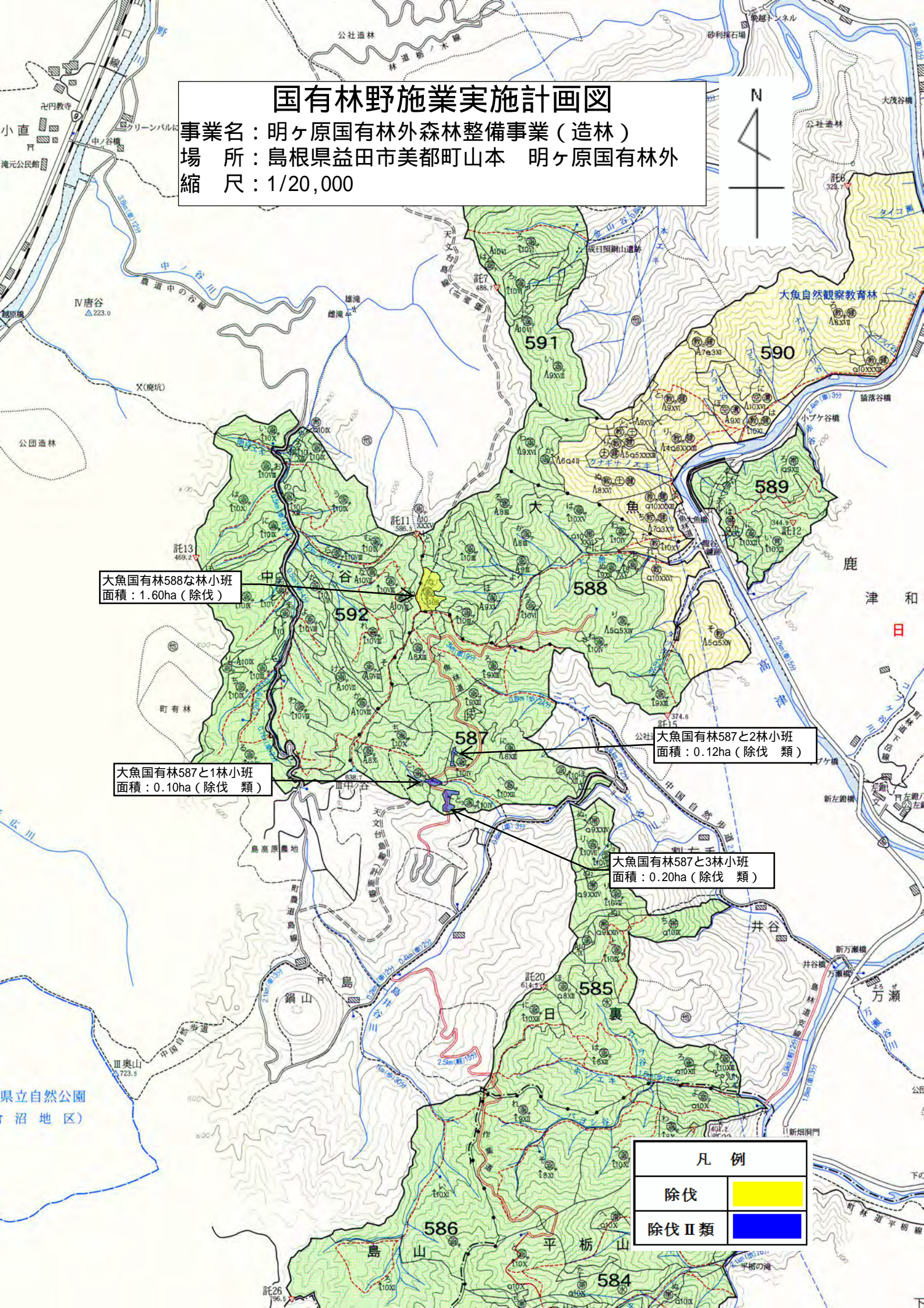
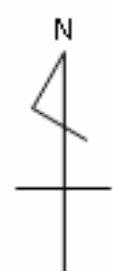


高嶺芦谷国有林515よ林小班
面積：0.46ha（除伐）

凡例	
除伐	

国有林野施業実施計画図

事業名：明ヶ原国有林外森林整備事業（造林）
 場所：島根県益田市美都町山本 明ヶ原国有林外
 縮尺：1/20,000



大魚国有林588な林小班
 面積：1.60ha（除伐）

大魚国有林587と1林小班
 面積：0.10ha（除伐類）

大魚国有林587と2林小班
 面積：0.12ha（除伐類）

大魚国有林587と3林小班
 面積：0.20ha（除伐類）

凡例	
除伐	
除伐Ⅱ類	

県立自然公園
 沼地区


基本図挿入位置図

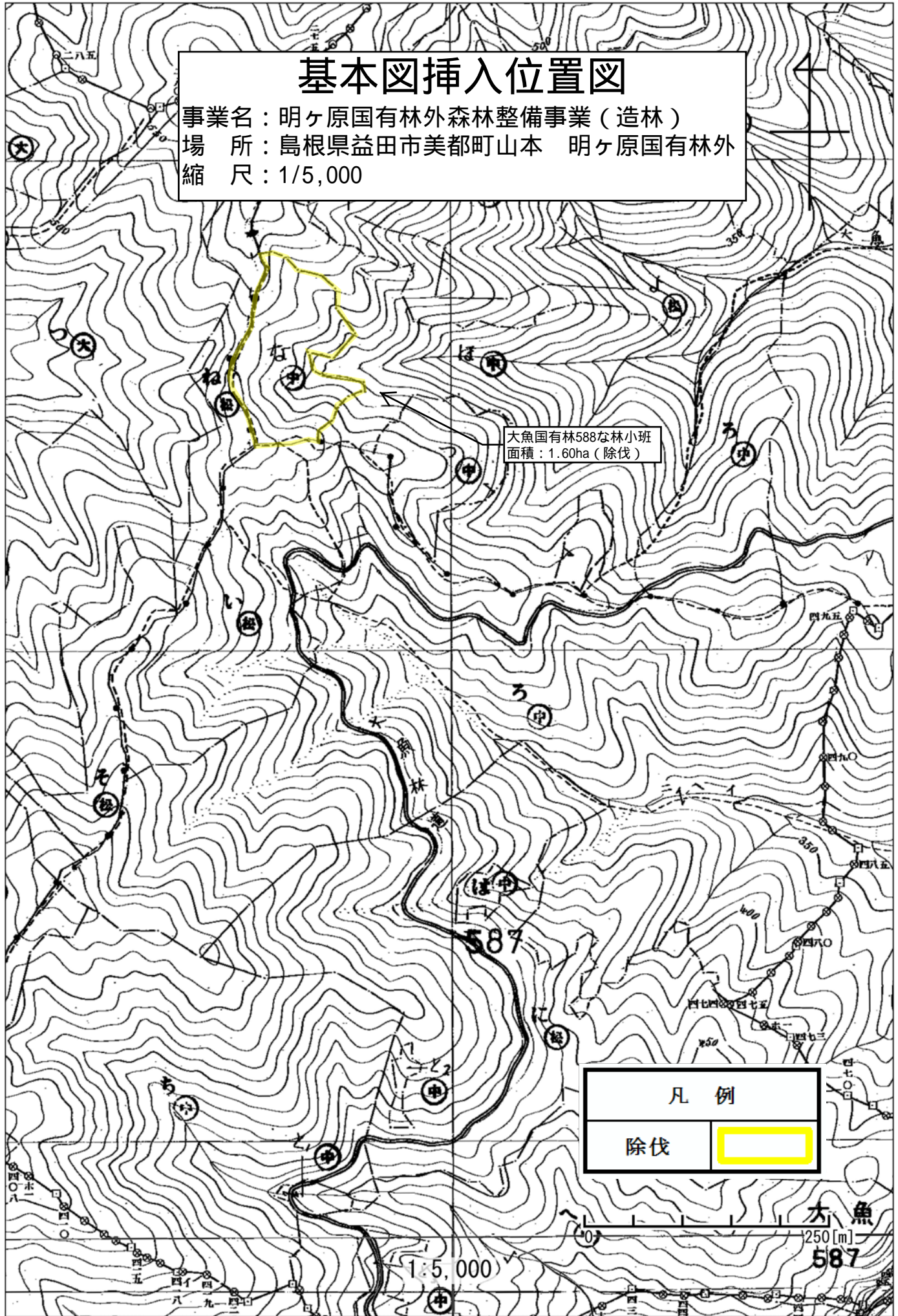
事業名：明ヶ原国有林外森林整備事業（造林）

場所：島根県益田市美都町山本 明ヶ原国有林外

縮尺：1/5,000

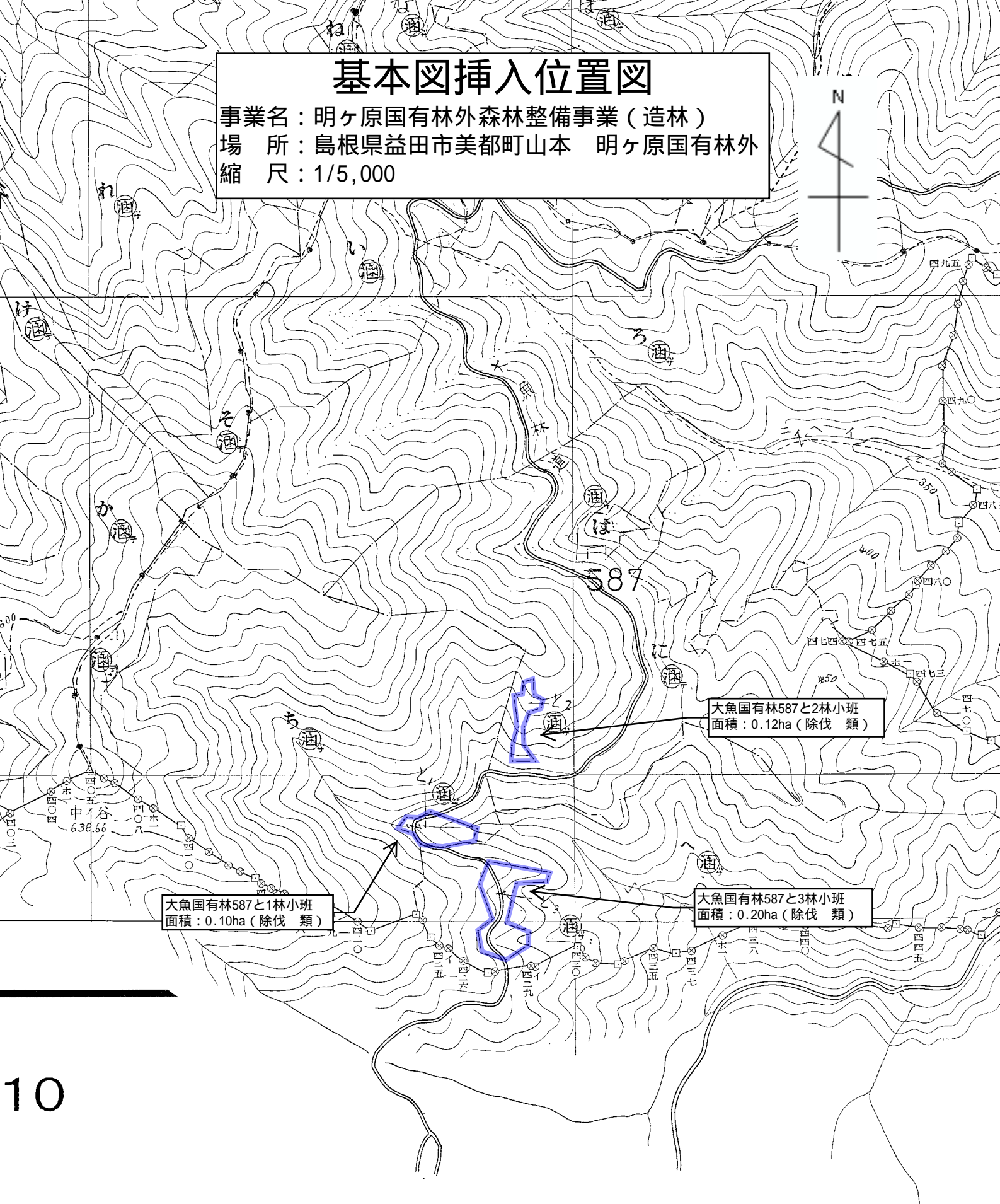
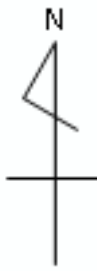
大魚国有林588な林小班
面積：1.60ha（除伐）

凡例	
除伐	



基本図挿入位置図

事業名：明ヶ原国有林外森林整備事業（造林）
場所：島根県益田市美都町山本 明ヶ原国有林外
縮尺：1/5,000



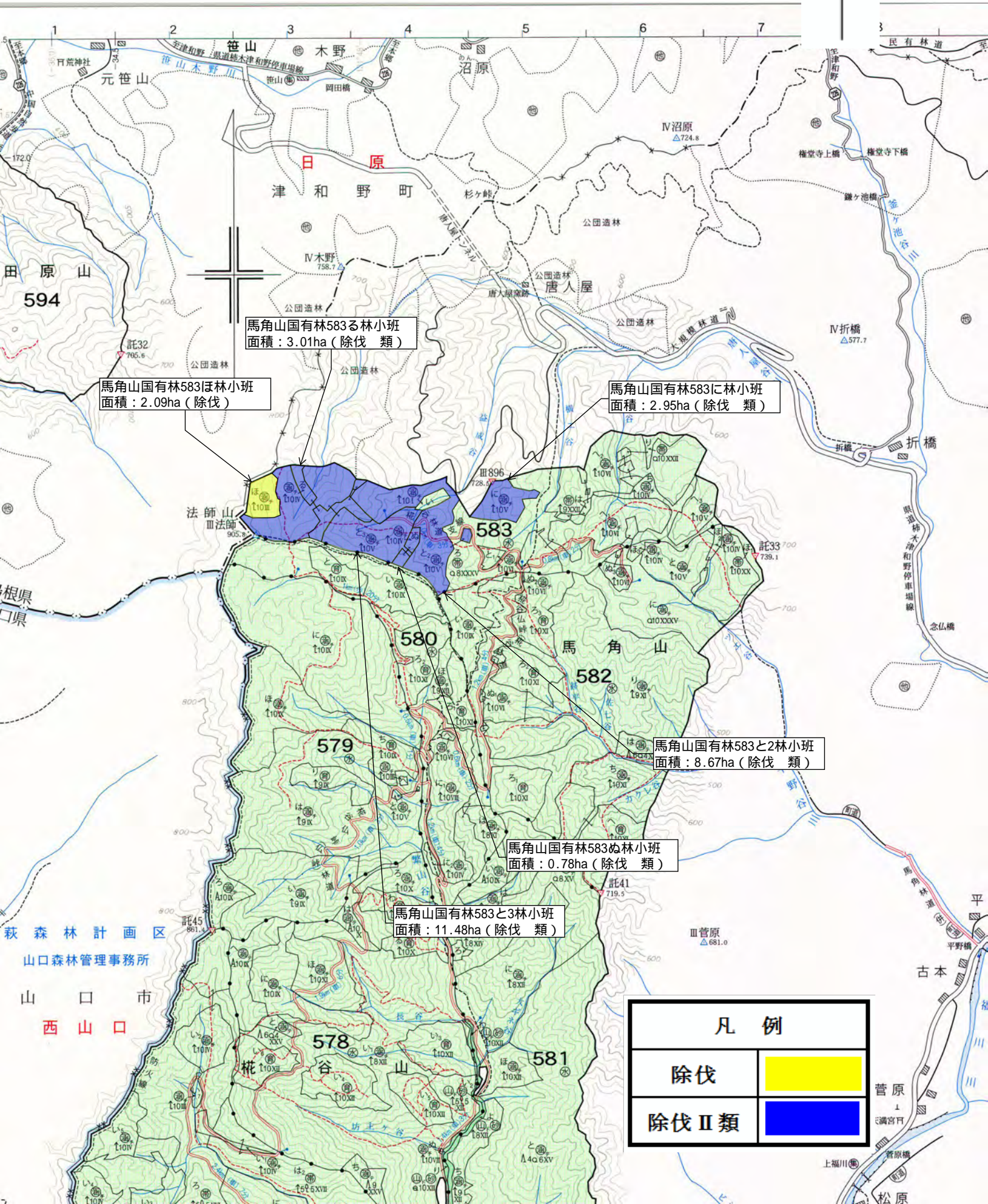
凡例	
除伐Ⅱ類	

国有林野施業実施計画図

事業名：明ヶ原国有林外森林整備事業（造林）

場所：島根県益田市美都町山本 明ヶ原国有林外

縮尺：1/20,000



馬角山国有林583る林小班
面積：3.01ha（除伐類）

馬角山国有林583ほ林小班
面積：2.09ha（除伐類）

馬角山国有林583に林小班
面積：2.95ha（除伐類）

馬角山国有林583と2林小班
面積：8.67ha（除伐類）

馬角山国有林583ぬ林小班
面積：0.78ha（除伐類）

馬角山国有林583と3林小班
面積：11.48ha（除伐類）

凡例	
除伐	
除伐Ⅱ類	

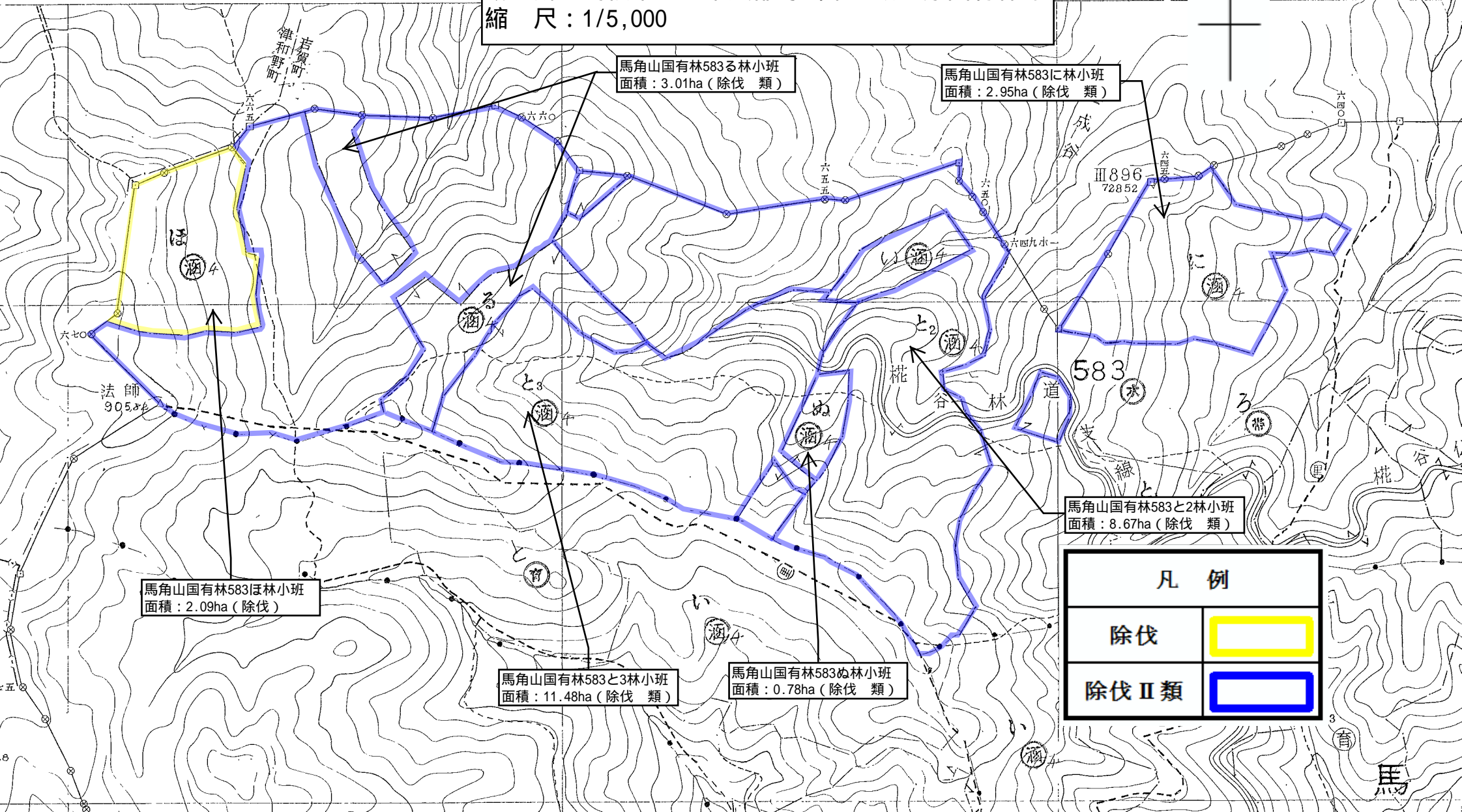
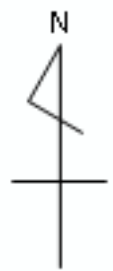
萩森林計画区
山口森林管理事務所
山口市
西山口

菅原
菅原1
菅原宮
上福川
菅原橋
松原

川森林計画区 国有林森林計画図 島根森林管

基本図挿入位置図

事業名：明ヶ原国有林外森林整備事業（造林）
 場所：島根県益田市美都町山本 明ヶ原国有林外
 縮尺：1/5,000



馬角山国有林583る林小班
面積：3.01ha（除伐類）

馬角山国有林583に林小班
面積：2.95ha（除伐類）

馬角山国有林583と2林小班
面積：8.67ha（除伐類）

馬角山国有林583ほ林小班
面積：2.09ha（除伐）

馬角山国有林583と3林小班
面積：11.48ha（除伐類）

馬角山国有林583ぬ林小班
面積：0.78ha（除伐類）

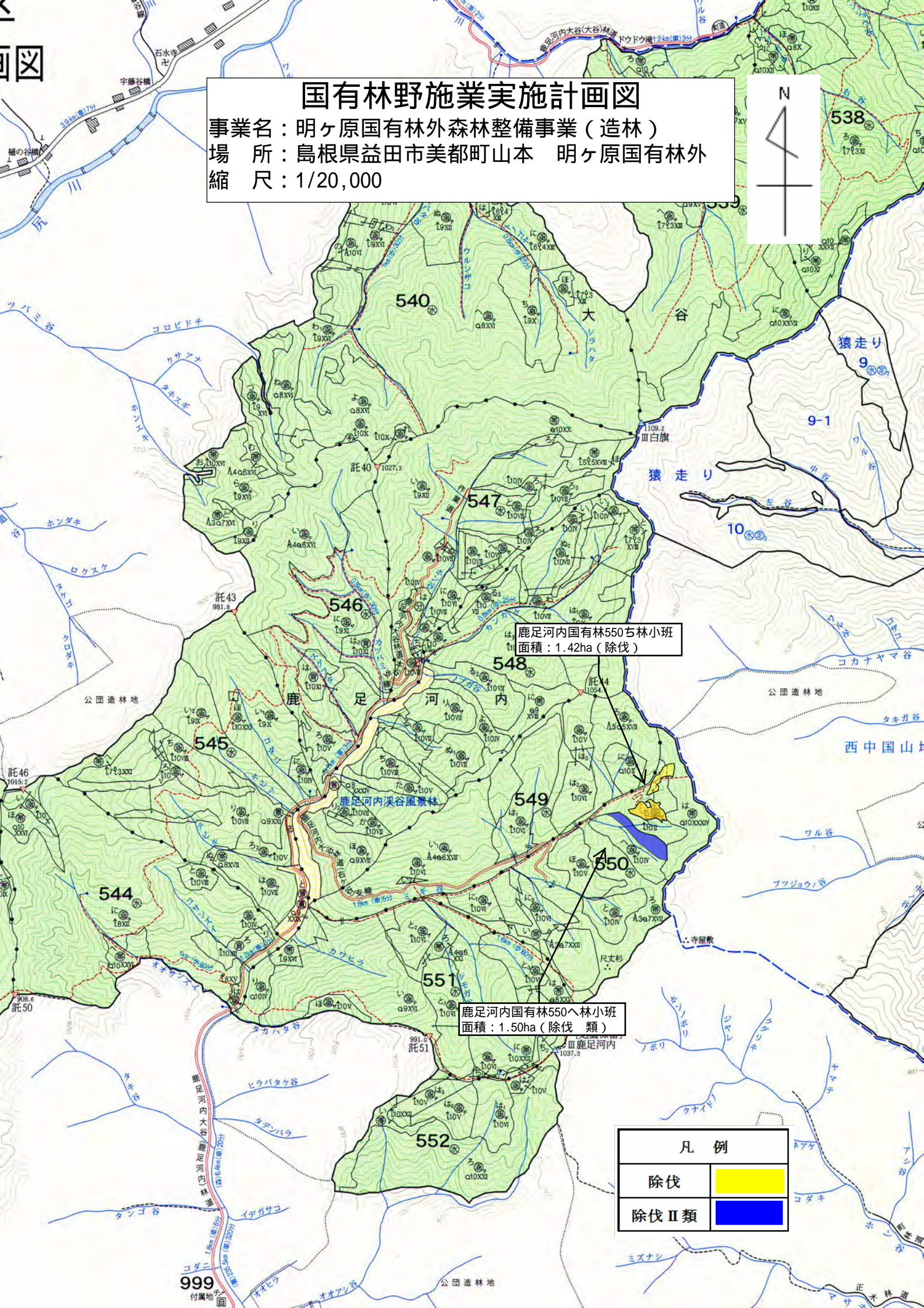
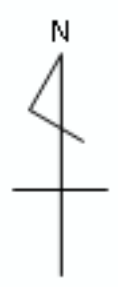
凡例	
除伐	
除伐Ⅱ類	

国有林野施業実施計画図

事業名：明ヶ原国有林外森林整備事業（造林）

場所：島根県益田市美都町山本 明ヶ原国有林外

縮尺：1/20,000



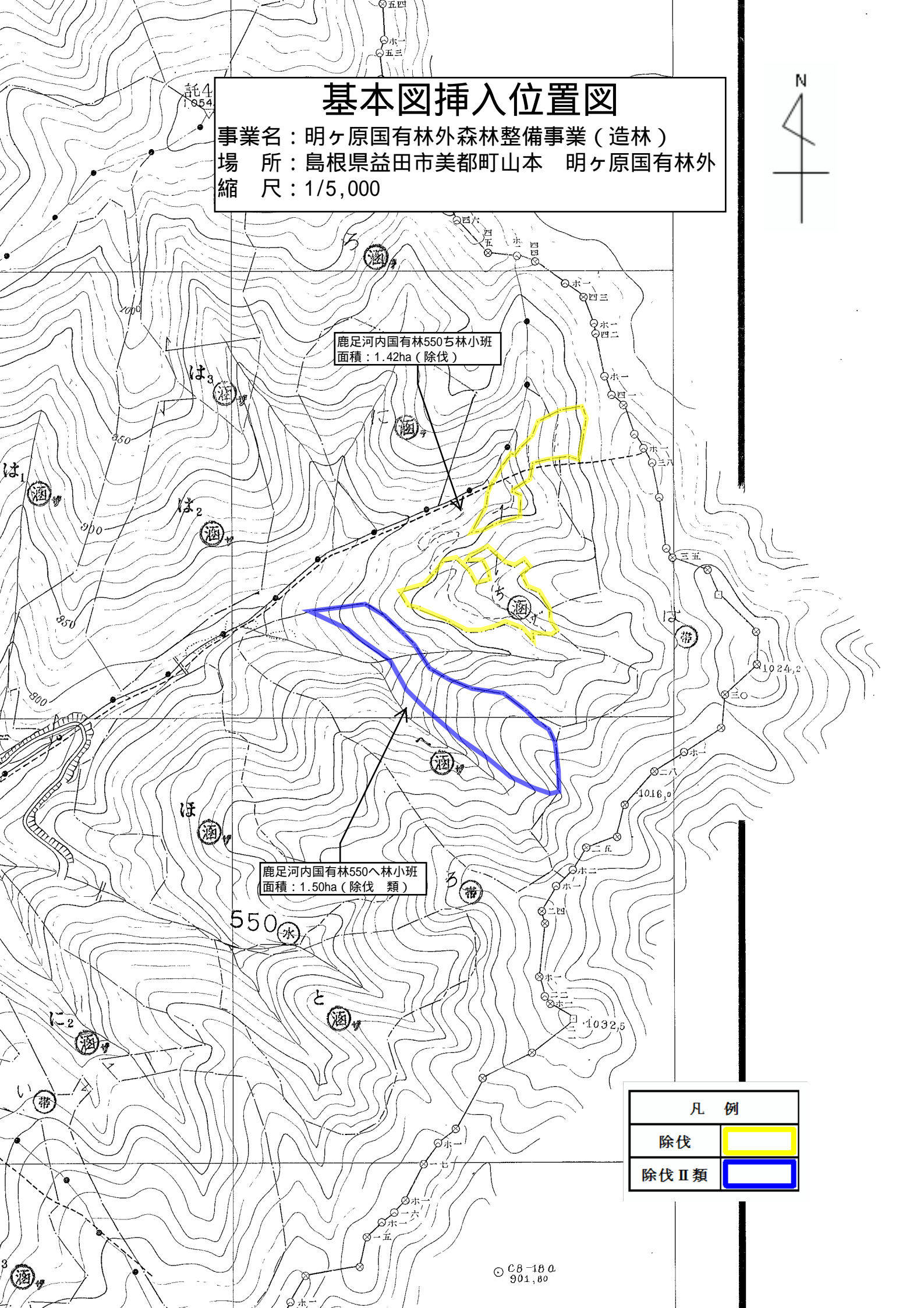
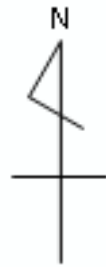
鹿足河内国有林550乙林小班
面積：1.42ha（除伐）

鹿足河内国有林550へ林小班
面積：1.50ha（除伐Ⅱ類）

凡例	
除伐	
除伐Ⅱ類	

基本図挿入位置図

事業名：明ヶ原国有林外森林整備事業（造林）
 場所：島根県益田市美都町山本 明ヶ原国有林外
 縮尺：1/5,000



鹿足河内国有林550右林小班
 面積：1.42ha（除伐）

鹿足河内国有林550左林小班
 面積：1.50ha（除伐Ⅱ類）

凡例	
除伐	
除伐Ⅱ類	

(別紙) 契約情報の公表様式
平成28年度請負事業(造林)

島根森林管理署

事業名 : 明ヶ原国有林外森林整備事業(造林)

作業種	国有林	林小班	実行数量 (ha、m)	作業期間	林分条件	作業条件			
					傾斜及び 植生量	作業手段	人員輸送距離 (往復・km)	通勤時間 (往復・分)	通勤起点
除伐	明ヶ原国有林	1511へ林小班	1.67ha	契約締結日の翌日から 平成29年11月13日まで	中(100%)	機械(人力併用)	15.5	55	益田市四見支所
	波美本谷国有林	512ち林小班	0.95ha		難(100%)	機械(人力併用)	18.8	164	津和野町役場
	波美本谷国有林	512り林小班	1.19ha		難(100%)	機械(人力併用)	18.8	161	津和野町役場
	高嶺芦谷国有林	513る林小班	2.79ha		難(100%)	機械(人力併用)	24.5	165	津和野町役場
	高嶺芦谷国有林	514ち林小班	10.54ha		難(100%)	機械(人力併用)	22.5	137	津和野町役場
	高嶺芦谷国有林	514た林小班	2.94ha		難(100%)	機械(人力併用)	22.5	120	津和野町役場
	高嶺芦谷国有林	515よ林小班	0.46ha		難(100%)	機械(人力併用)	22.0	97	津和野町役場
	高嶺芦谷国有林	515れ林小班	1.19ha		中(100%)	機械(人力併用)	22.0	101	津和野町役場
	大魚国有林	588な林小班	1.60ha		難(100%)	機械(人力併用)	15.1	82	津和野町役場
	小計		23.33ha						
除伐Ⅱ類	明ヶ原国有林	1509れ林小班	2.48ha		難(100%)	機械(人力併用)	11.5	65	益田市四見支所
	明ヶ原国有林	1509そ林小班	0.50ha		難(100%)	機械(人力併用)	10.5	50	津和野町役場
	明ヶ原国有林	1509つ林小班	1.03ha		難(100%)	機械(人力併用)	10.5	57	津和野町役場
	明ヶ原国有林	1509ね林小班	1.56ha		難(100%)	機械(人力併用)	11.0	48	津和野町役場
	明ヶ原国有林	1510ね林小班	1.05ha		難(100%)	機械(人力併用)	11.1	44	津和野町役場
	明ヶ原国有林	1511わ林小班	0.94ha		難(100%)	機械(人力併用)	12.8	49	津和野町役場
	波美本谷国有林	511わ林小班	2.49ha		難(100%)	機械(人力併用)	17.6	93	津和野町役場
	高嶺芦谷国有林	516い8林小班	5.02ha		難(100%)	機械(人力併用)	23.2	94	津和野町役場
	大魚国有林	587と1林小班	0.10ha		難(100%)	機械(人力併用)	12.2	52	津和野町役場
	大魚国有林	587と2林小班	0.12ha		難(100%)	機械(人力併用)	12.4	56	津和野町役場
	大魚国有林	587と3林小班	0.20ha	難(100%)	機械(人力併用)	12.4	56	津和野町役場	
小計		15.49ha							
除伐	馬角山国有林	583ほ林小班	2.09ha	中(100%)	機械(人力併用)	11.0	95	吉賀町役場柿木庁舎	
	小計		2.09ha						
除伐Ⅱ類	馬角山国有林	583に林小班	2.95ha	難(100%)	機械(人力併用)	11.0	54	吉賀町役場柿木庁舎	
	馬角山国有林	583と2林小班	8.67ha	難(100%)	機械(人力併用)	11.0	59	吉賀町役場柿木庁舎	
	馬角山国有林	583と3林小班	11.48ha	難(100%)	機械(人力併用)	11.0	86	吉賀町役場柿木庁舎	
	馬角山国有林	583ぬ林小班	0.78ha	難(100%)	機械(人力併用)	11.0	63	吉賀町役場柿木庁舎	
	馬角山国有林	583る林小班	3.01ha	難(100%)	機械(人力併用)	11.0	84	吉賀町役場柿木庁舎	
小計		26.89ha							
除伐	鹿足河内国有林	550ち林小班	1.42ha	難(100%)	機械(人力併用)	9.8	92	吉賀町役場六日市庁舎	
	小計		1.42ha						
除伐Ⅱ類	鹿足河内国有林	550へ林小班	1.50ha	難(100%)	機械(人力併用)	9.8	87	吉賀町役場六日市庁舎	
	小計		1.50ha						